

水素活用推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、脱炭素・水素社会の実現を図るため、水素を製造、貯蔵、運搬及び利用する水素サプライチェーンの社会実装並びに水素の利用拡大に資する設備（以下「水素関連設備」という。）を県内に設置する者に対し、その設置に要する経費について、予算の範囲内において水素活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、知事が別に定める各省各庁が行う事業において交付される補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けている者とする。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国補助金の対象となる事業であって、県内に水素関連設備を設置するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、国補助金の補助対象経費と同一とし、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除くものとする。ただし、国補助金において、消費税を補助対象経費に含めて算定することを認められた補助対象者に係る補助対象経費については、この限りでない。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費と国補助金の額の差に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が150,000千円を超える場合は、150,000千円）以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、水素活用推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（交付決定前の事前着手）

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、やむを得ない事由により前条の規定による

決定を受けないで補助事業に着手しようとするときは、水素活用推進事業補助金交付決定前着手届（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事業内容の変更の承認等）

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、あらかじめ、水素活用推進事業補助金の変更承認申請書（第5号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の変更を伴わないものであって、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更のうち、補助事業の目的及び効果に影響しない範囲での仕様等の変更
- (2) 補助対象経費の配分額のうち最も低い額の15パーセント以内の変更

2 知事は、必要と認めるときは、前項に規定する承認に併せて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。

（指示及び検査）

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、水素活用推進事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了の日から起算して40日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（第7号様式）
- (2) 収支精算書（第8号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 やむを得ない事由により補助事業が翌年度にわたるときは、知事が別に定める日までに水素活用推進事業補助金遅延報告書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定による報告に当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税控除税額（以下「控除額」という。）が明らかな場合には、当該控除額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第13条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、水素活用推進事業補助金交付請求書（以下「請求書」という。）（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後、消費税の申告により控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該控除額の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

（取得財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 知事は、知事の承認を受けて取得財産等を処分し、収入のあった補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付すべきことを命じることができるものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第9条の規定に違反したとき。

(3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 前条第1項の規定に違反したとき。

(5) 規則第20条の規定に違反したとき。

(6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

3 取得財産等の処分の手続は、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領に定めるところによる。

（補助金の経理等）

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。